

# 那覇市消防局からのお知らせ

令和5年2月6日(月)から西消防署管内(西消防署、安謝出張所、小禄出張所、小禄南出張所)の防火対象物に係る「消防用設備等の着工届出・設置届出」の届出先が変わります。

届出の種類	工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等設置届出書
㊦ 届出先	西消防署予防査察課



**新届出先 消防局予防課設備指導係**

※中央消防署管内(中央消防署、神原分署、国場出張所、首里出張所)の「消防用設備等の着工届出・設置届出」については、事前周知のとおり令和5年4月3日(月)からとなります。

※令和4年2月6日以降の西消防署管内の検査予約や届出に関するお問い合わせについても、予防課設備指導係までご連絡ください。

連絡先：098-867-9900